

据置期間による弁済回数(入学貸付)

据置期間に応じた弁済回数は次のとおりです。

(据置期間を修業年限より短く設定する場合又は設定しない場合は、その分弁済回数を延長できます。)

	据置期間						
	なし	12月 (1年)	24月 (2年)	36月 (3年)	48月 (4年)	60月 (5年)	72月 (6年)
修業年限 1年の場合	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内					
修業年限 2年の場合	144回 (12年) 以内	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内				
修業年限 3年の場合	156回 (13年) 以内	144回 (12年) 以内	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内			
修業年限 4年の場合	168回 (14年) 以内	156回 (13年) 以内	144回 (12年) 以内	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内		
修業年限 5年の場合	180回 (15年) 以内	168回 (14年) 以内	156回 (13年) 以内	144回 (12年) 以内	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内	
修業年限 6年の場合	192回 (16年) 以内	180回 (15年) 以内	168回 (14年) 以内	156回 (13年) 以内	144回 (12年) 以内	132回 (11年) 以内	120回 (10年) 以内

据置期間による弁済回数(修学貸付)

4月に貸付を受ける場合の据置期間(5月から起算して、弁済開始月の前月までの期間)に応じた弁済回数は次のとおりです。

また、5月以降に貸付を受ける場合は、弁済回数又は据置期間が、4月から貸付月までの期間に相当する月数(回数)分短くなります。

なお、据え置きは、正規の修業期間中の措置で、その期間終了後は、4月から弁済開始となりますので、ご注意ください。

(以下は、4月貸付の場合の例示です。詳しくは福利室福利グループまでお問合せください。)

修業年限4年の場合の弁済回数

(1) 正規の修業期間全てを据え置く場合

借受年次	据置期間	弁済回数
大学1年生	47月(4年)	150回以内
大学2年生	35月(3年)	150回以内
大学3年生	23月(2年)	150回以内
大学4年生	11月(1年)	150回以内

(2) (1)以外の場合

借受年次	据置期間	弁済回数
大学1年生	なし	197回以内
	12月(1年)	185回以内
	24月(2年)	173回以内
	36月(3年)	161回以内
大学2年生	なし	185回以内
	12月(1年)	173回以内
	24月(2年)	161回以内
大学3年生	なし	173回以内
	12月(1年)	161回以内
大学4年生	なし	161回以内